

申請受付  
開始日  
令和5年

9月1日

# 姫路市 自転車用ヘルメット 購入助成について

自転車に乗る時は  
ヘルメットを  
かぶりましょう!



自転車乗車時のヘルメット着用を促進するため、  
次のとおりヘルメットの購入金額の一部を補助します。

## 補助対象者

購入日及び補助申請日の両日に姫路市内に  
住所を有し、次の①または②を満たす方

### ① 満16歳～満18歳になる方

(平成17(2005)年4月2日以降、  
平成20(2008)年4月1日以前に生まれた方)

### ② 満65歳以上となる方

(昭和34(1959)年4月1日以前に生まれた方)

### 補助申請者

原則

満16歳～満18歳の方は **保護者が申請**  
満65歳以上の方は **本人が申請**

## 補助対象となるヘルメット

- ① 令和5年4月1日以降に新品で購入し、領収書等購入日、金額等を証明する書類のあるもの
- ② 安全基準を満たす認証マークが付されているもの

### 認証マークの例

SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク



## 補助金額 ※1人につき1回限り

ヘルメット  
購入費の **1/2**

補助金額上限 2,000円 (ポイント利用額分は対象外)

## 申請期限

**令和6年**  
**2/29** 到着分  
まで

※予算額に達し次第受付終了となります。

### お問い合わせ先

姫路市危機管理室安全安心推進室

〒670-0940

姫路市三左衛門掘西の町3番地防災センター5階

**TEL 079-221-2090・079-221-2095**

窓口対応時間: 月曜～金曜日(年末年始、祝日を除く) 8:35～17:20

# 補助金の申請から交付までの流れ

添付の書類を  
お忘れなく!



## 1 ヘルメットを販売店で購入

新品かつ安全認証マークが付されているものか確認してください。

## 2 申請書(請求書)を危機管理室へ提出 ※郵送可

申請書(請求書)は、市のホームページ、危機管理室、地域事務所、支所などから入手できます。

### 添付書類

申請書とあわせて下記3点の書類をご用意ください。

#### 1 領収書等(代金の支払い手続きが完了したことを証する書類)

※次の5項目が記載されたもの

- 1.申請者又はヘルメット着用者の氏名
- 2.領収日
- 3.領収金額(購入単価のわかるもの)
- 4.購入相手方(販売者の名称・住所・連絡先)
- 5.購入品名(ヘルメット代等)

#### 2 1を補完する書類(購入明細等)

1に5項目のいずれかの記載がない場合、ない項目の記載があるものを一緒に提出

#### 3 安全基準を証明する書類

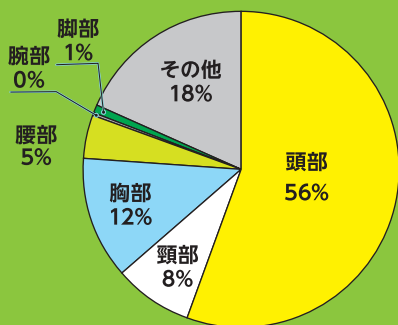
取扱説明書等製品仕様のわかる書類の写し又は安全認証マークが入った現物の写真の提出

## 3 市で申請書(請求書)を審査し、適正であれば交付決定書が郵送で到着

## 4 補助金が指定口座に振り込まれます。

# ヘルメット着用で楽しく安全に自転車を利用しましょう!

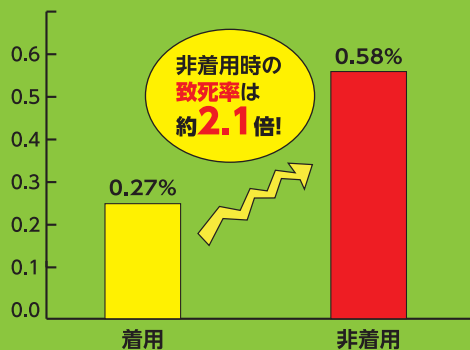
令和5年4月からの改正道路交通法の施行により、  
すべての自転車利用者の乗車中のヘルメット着用が努力義務となりました。  
保護者等は児童や幼児を同乗させる場合にもヘルメット着用させるよう、努めてください。



自転車乗車中死者の人身損傷主部位別(致命傷の部位)  
(平成30~令和4年合計) ※警察庁統計

! 自転車乗車中の事故による死者の内約6割が「頭部」の損傷が原因で亡くなっています。

※その他は顔部、腹部等のことをいう。



自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率  
(平成30~令和4年合計) ※警察庁統計

非着用時の致死率は約2.1倍!

## 入っていますか?自転車保険

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(兵庫県条例:平成27年10月1日施行)により、兵庫県内で自転車を利用する場合、保険等(※)に加入しなければなりません。

まずは、現在加入している保険等を確認し、加入していない方は、自分にあった保険等を選択して加入しましょう。

※保険等...自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。

条例の詳細は兵庫県のホームページを!

兵庫県 自転車の交通安全

検索

